

珠洲市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

木造住宅簡易耐震診断支援事業利用申請書

簡易耐震診断を受けたいので、珠洲市木造住宅簡易耐震診断支援事業実施要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 耐震診断を受けたい住宅の概要 ※必要な項目に記入し、□にチェックを入れてください。

・建物概要

建物の所在地	石川県珠洲市		
建物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 店舗等併用住宅	
建物の規模	地上 階	延べ面積	m <sup>2</sup> （うち住宅部分 m <sup>2</sup> ）
建物の構造	<input type="checkbox"/> 来軸組構 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
図面の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※現地調査（有料）が必要になります		

- ・基本要件  昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事着手された木造住宅である。
- 居住（所有者又は居住者）する予定である。※診断又は耐震改修後、住民票の移動及び写しが必要
- 市税の滞納がない。

2. 診断費用の算定 ※必要な項目の□にチェックを入れてください。

	項目	内容	チェック	申請者負担額
基本	簡易耐震診断（200 m <sup>2</sup> 以内）	参考となる評点を算出	<input type="checkbox"/>	0円
追加	簡易耐震診断（200 m <sup>2</sup> を超える場合）	参考となる評点を算出	<input type="checkbox"/>	0円
	現地調査	図面なし又は希望する場合に現地調査を実施	<input type="checkbox"/>	5,000円

3. 添付書類  住まいの自己チェック表

図面等（無い場合は不要）

市税の滞納がないことを証する書類

申請者の住所・建築時期、所有者等の個人情報について、市で確認する事を承諾いたします。

印

4. 木造住宅耐震診断士

簡易耐震診断業務は、（一社）石川県建築士事務所協会の木造住宅耐震診断士登録名簿に登録されている診断士によって診断します。

紹介を希望する（木造住宅耐震診断士を（一社）石川県建築士事務所協会が選定します。）

自身で選定済み（診断業務を行う木造住宅耐震診断士を記入してください。）

【診断業務を行う木造住宅耐震診断士】

診断士名・資格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
診断士登録番号	(一社) 石川県建築士事務所協会 登録番号 ( ) 号
建築士事務所名 登録番号	( ) 建築士事務所 石川県知事登録 第 号
電話番号	( ) -